様式第４号（第５条関係）

第　　　号

　　　年　月　日

　様

福井県選挙管理委員会委員長　　　　　　印

**開示決定通知書**

　　　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第１項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
|  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福井県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福井県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合において、福井県を代表する者は福井県選挙管理委員会となります。（なお、決定または裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定または裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

３　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

４　開示の実施の方法等

⑴　開示の実施の方法等

⑵　事務所における開示を実施することができる日時および場所ならびに写しの交付を希望する

　場合の写しの作成に要する費用

　　　期間：　月　日から　月　日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

　　　時間：

　　　場所：

　　　費用：

⑶　写しの送付を希望する場合の準備日数、写しの作成および送付に要する費用（見込額）

５　担当

|  |
| --- |
| （電話番号　　　　－　　－　　　　　内線（　　　　）） |

６　備考

|  |
| --- |
|  |